

# 感染性廃棄物を適正に処理するために

## — 医療関係機関の皆様へ —

(医療関係機関等)

病院・診療所・衛生検査所・介護老人保健施設・介護医療院・助産所・動物の診療施設・試験研究機関（医学・歯学・薬学・獣医学に係るものに限る）

※医療関係機関等とは、廃棄物処理法施行令別表第1の4の項、施行規則第1条第7項に規定する施設です。



適正に処理して、生活環境を守りましょう

北 区

# 目 次

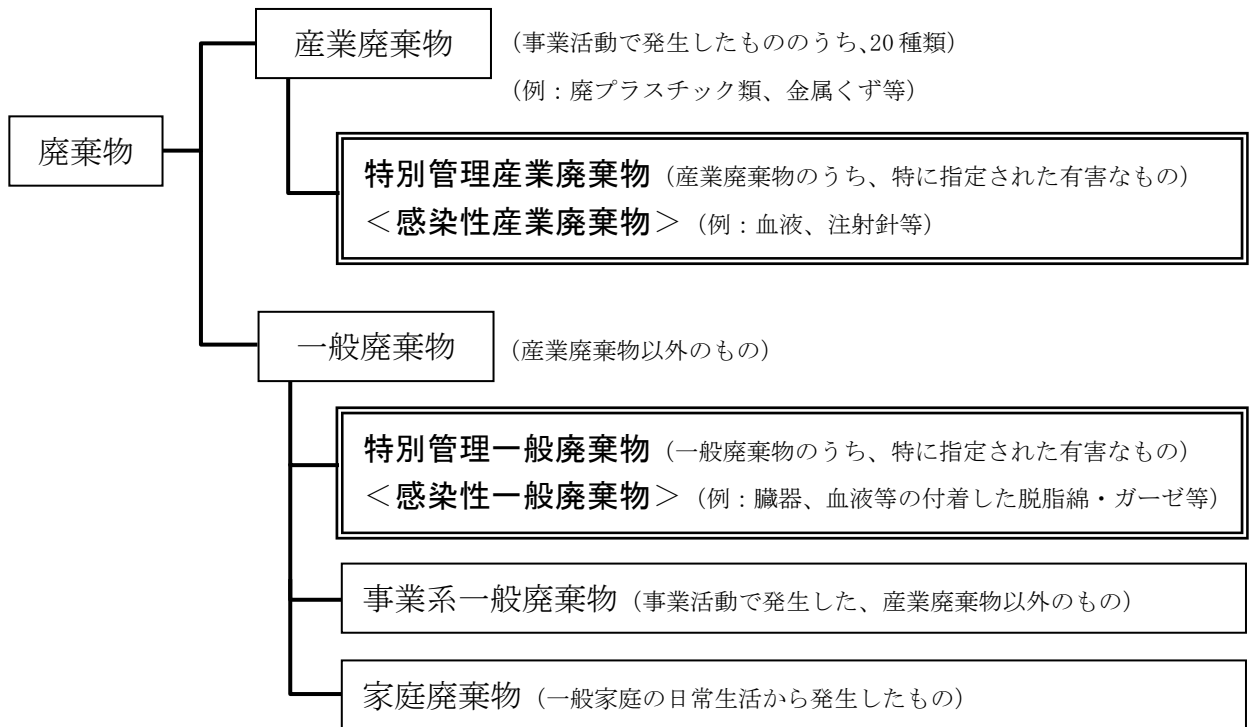
I	廃棄物の区分	1
1	医療廃棄物	1
2	感染性廃棄物（令別表第1の4、令別表第2）	1
3	感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分類	2
4	紙おむつの処理	2
II	感染性廃棄物の管理	5
1	管理体制	5
2	保管	7
3	施設内処理	8
III	感染性廃棄物等の委託	9
1	許可業者への委託	9
2	許可業者の探し方	10
3	契約行為	10
4	産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付	12
IV	北区に医療廃棄物処理の依頼を行う場合	15
1	対象医療機関	15
2	申請手続き等	15
3	北区が収集・運搬・処分することができる廃棄物	15
4	医療廃棄物の具体例	15
5	医療廃棄物以外の廃棄物	16
6	医療廃棄物の識別表示と料金	16
7	適正処理に関するお願い	17
8	在宅医療における廃棄物について	18
9	ごみの分別や発生抑制等の取組みのお願い	18
V	北区に提出する書類のご案内	19

（略語） このパンフレットは以下の略語を使用しています。

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 「廃棄物処理法」または「法」
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 「令」
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 「規則」

# I 廃棄物の区分

廃棄物は、廃棄物処理法で「産業廃棄物」と「一般廃棄物」の二つに大きく分類されています。そのうち特に指定された有害なものは「特別管理廃棄物」に分類されます。「感染性廃棄物」は、「特別管理廃棄物」に該当し「感染性産業廃棄物」と、「感染性一般廃棄物」とに分かれます。



## 1 医療廃棄物

この用語は、「医療関係機関等の医療行為等に伴って排出される廃棄物」の通称であって、法令上の用語ではありません。また、「在宅医療廃棄物」は家庭廃棄物に分類されます。なお、放射性廃棄物は、廃棄物であっても廃棄物処理法の対象外であり、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年6月10日法律第167号)」の規制を受けます。販売元と相談の上、処理してください。

## 2 感染性廃棄物 (令別表第1の4、令別表第2)

「感染性廃棄物」とは、「医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物」と定義されています。これらはその種類によって、感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物とに分類されます。

感染性廃棄物になるかどうかは、P4の図2のフロー図をご覧ください。

なお、注射針等の鋭利なものについては、未使用のもの、消毒等の処理をしたもの

であっても感染性廃棄物と同等の取扱いとなります (P3 図 1 参照)。

### 3 感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分類

医療関係機関等から排出される廃棄物は、大きく分けて次の 3 種類となります。

- ① 感染性廃棄物
- ② 非感染性廃棄物・・・(医療廃棄物であって、感染性廃棄物でないもの)
- ③ 医療廃棄物以外の廃棄物・・・(紙くずや生ごみ等、主に一般廃棄物)

なお、注射針等の鋭利なものについては、未使用のもの、消毒等の処理をしたもの、いずれの場合も感染性廃棄物と同等の取扱いになりますので、許可業者に委託し処理してください。例えば、まだ滅菌の封を切っていない使用期限の切れた注射針についても感染性廃棄物と同等の取扱いをしてください (P3 図 1 参照)。

非感染性廃棄物は、通常の産業廃棄物や事業系一般廃棄物として処理することになります。

### 4 紙おむつの処理

紙おむつの場合は、他の医療廃棄物と一部取扱いが異なり、使用後に排出される紙おむつで下記に該当するものは、感染性廃棄物になります。

- ① 血液が付着したもの
- ② 次のような特定の感染症患者が使用したもの
  - イ 指定感染症、新感染症
  - ロ 感染症法で一類、二類、三類の感染症
  - ハ 感染症法で四類及び五類の一部
  - ニ 新型インフルエンザ等感染症

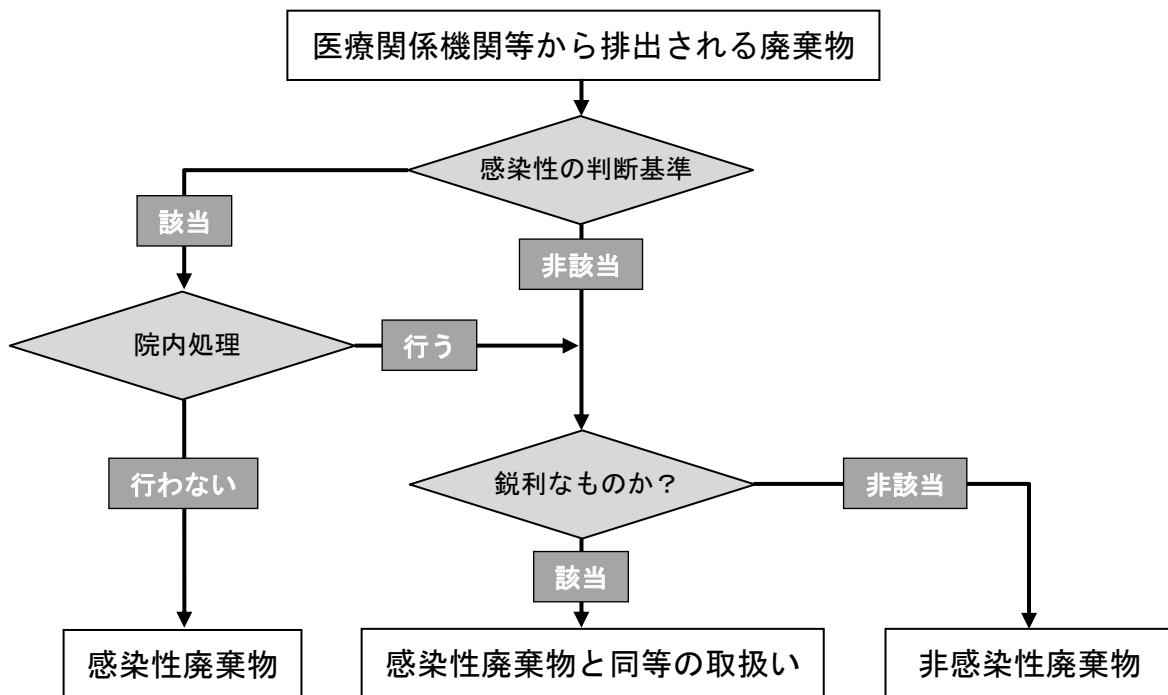
※ 血液等が付着していなければ、②イ～ハ以外の患者が使用したものは、非感染性廃棄物 (事業系一般廃棄物) として区分されます。ただし、使用後の紙おむつの排出は、汚物除去・臭気対策・排出時表示など、条件がありますので 北区清掃事務所 ☎ 03 (3913) 3141 までお問い合わせください。なお、廃棄物処理業者に委託している場合は、業者との調整も必要となります。

医療関係機関等から発生する主な廃棄物

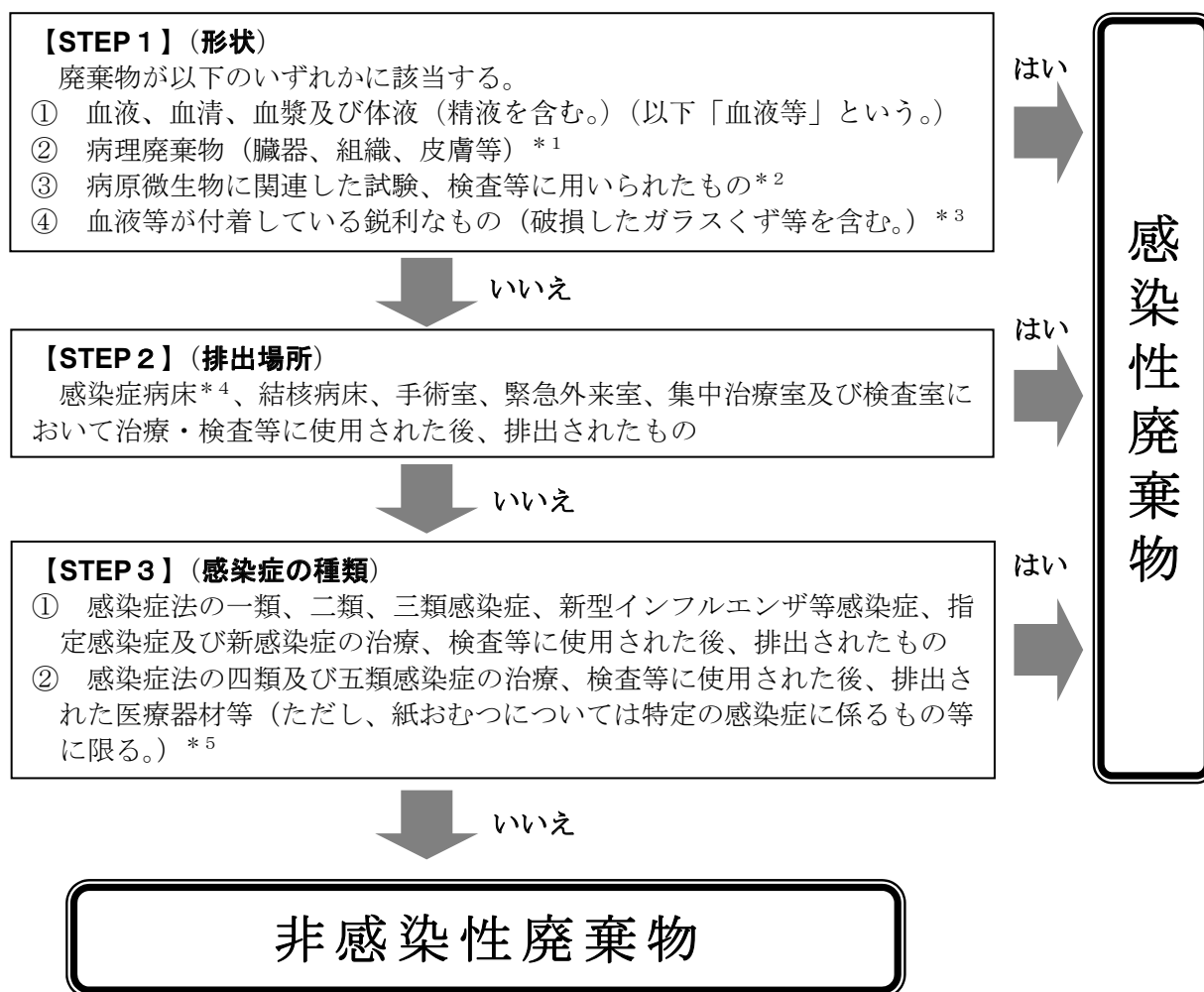
廃棄物の区分	種類	例
産業廃棄物	燃え殻	焼却灰
	汚泥	血液（凝固したものに限る）、検査室・実験室等の排水処理施設から発生する汚泥、その他の汚泥
	廃油	アルコール、キシロール、クロロホルム等の有機溶剤、灯油、ガソリン等の燃料油、入院患者の給食に使った食料油、冷凍機やポンプ等の潤滑油、その他の油
	廃酸	レントゲン定着液、ホルマリン、クロム硫酸、その他の酸性の廃液
	廃アルカリ	レントゲン現像廃液、血液検査廃液、廃血液（凝固していない状態のもの）、その他のアルカリ性の液
	廃プラスチック類	合成樹脂製の器具、レントゲンフィルム、ビニルチューブ、その他の合成樹脂製のもの
	ゴムくず	天然ゴムの器具類、ディスプレイの手袋等
	金属くず	金属性機械器具、注射針、金属製ベッド、その他の金属製のもの
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	アンプル、ガラス製の器具、びん、その他のガラス製のもの、ギブス用石膏、陶磁器の器具、その他の陶磁器製のもの
	ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項のばい煙発生施設及び汚泥、廃油等の産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で回収したもの
一般廃棄物		紙くず類、厨芥、繊維くず（包帯、ガーゼ、脱脂綿、リネン類）、木くず、皮革類、実験動物の死体、これらの一般廃棄物を焼却した「燃え殻」等

(図1) 非感染性廃棄物の判断フロー図

(出典) 廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル



(図2) 感染性廃棄物の判断フロー図



※ 次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとする。  
 ・外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等  
 ・血液等が付着していない鋭利なもの（破損したガラスくず等を含む。）

\*<sup>1</sup> ホルマリン漬臓器等を含む。

\*<sup>2</sup> 病原微生物に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等

\*<sup>3</sup> 医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイアル等

\*<sup>4</sup> 感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の病床

\*<sup>5</sup> 医療器材（注射針、メス、ガラスくず等）、ディスポーザブルの医療器材（ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等）、衛生材料（ガーゼ、脱脂綿等）、紙おむつ、標本（検体標本）等

なお、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、伝染性紅斑、レジオネラ症等の患者の紙おむつは、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない。

感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等（医師、歯科医師及び獣医師）が「感染のおそれがある。」と判断した場合は感染性廃棄物とする。

## Ⅱ 感染性廃棄物の管理

### 1 管理体制

#### (1) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置（法第12条の2第8項）

医療関係機関等の管理者の方は、施設内における感染事故を防止し、感染性廃棄物を適正に処理するために、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置してください。特別管理産業廃棄物管理責任者には、次の資格が必要です。

- ① 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士（感染性廃棄物のみを取り扱う場合）
- ② 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会の受講を修了した者 ※<sup>1</sup>
- ③ 法に定める資格（規則第8条の17）を持った人 ※<sup>2</sup>

※1 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

東京会場の問い合わせ先：一般社団法人 東京都産業資源循環協会

☎ 03（5283）5455

※2 環境衛生指導員歴2年以上など

#### (2) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置及び変更の報告（東京都要綱）

管理責任者を設置又は変更した場合には、「東京都における特別管理産業廃棄物管理責任者設置に係る要綱」により30日以内に都知事に報告が必要です。

まだ設置の報告をされていない又は届出の有無を確認したい場合は、下記にお問い合わせください。

(提出及び問い合わせ先)

東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課

☎ 03（5388）3589

※届出様式や記入例は、東京都環境局のホームページから入手できます。

東京都環境局 トップページ > 廃棄物と資源循環 > 産業廃棄物対策 > 特別管理産業廃棄物  
[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial\\_waste/special\\_management/index.html](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/special_management/index.html)

#### (3) 処理計画の作成（法第12条の2第10項、同第11項）

前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である医療関係機関等では、廃棄物の減量などその処理に関する計画を策定して、都知事に報告するとともに、その翌年度にはその計画の実施状況について報告が必要です。

(提出及び問い合わせ先)

東京都環境局 資源循環推進部 計画課

☎ 03（5388）3576

#### (4) 管理規程の作成

医療関係機関等の管理者の方は、施設内における感染性廃棄物の取扱いについて、必要に応じて管理規程を作成してください。

管理規程には、感染性廃棄物の具体的な取扱い方法、廃棄物の種類に応じた取扱い上の注意事項等を定め、施設内の関係者及び処理業者に周知徹底してください。

#### (5) 帳簿の記載と保存（法 12 条の 2 第 14 項）

医療関係機関等の管理者の方は、感染性廃棄物の処理が適正に行われているかどうかを常に把握し、処理について帳簿を作成する義務があります。帳簿は 1 年ごとに綴じ、その後 5 年間保存してください。

##### 〔帳簿の記載事項〕

###### （自ら運搬）

- ① 運搬年月日
- ② 運搬方法、運搬先ごとの運搬量
- ③ 保管積替え場所ごとの搬出量

###### （運搬の委託）

- ① 委託年月日
- ② 運搬者の氏名又は名称・住所・許可番号
- ③ 運搬先ごとの委託量

###### （自ら処分）

- ① 処分年月日
- ② 処分方法ごとの処分量
- ③ 処分後の持出先ごとの持出量

###### （処分の委託）

- ① 委託年月日
- ② 受託者の氏名又は名称・住所・許可番号
- ③ 処分者ごとの委託内容及び委託量

##### 〔帳簿の取扱い〕

- ① 翌月末までに記載する
- ② 1 年ごとに閉鎖する
- ③ 閉鎖してから 5 年間保存する



## 2 保管

### (1) 感染性廃棄物の保管（法第12条の2第2項、規則第8条の13）

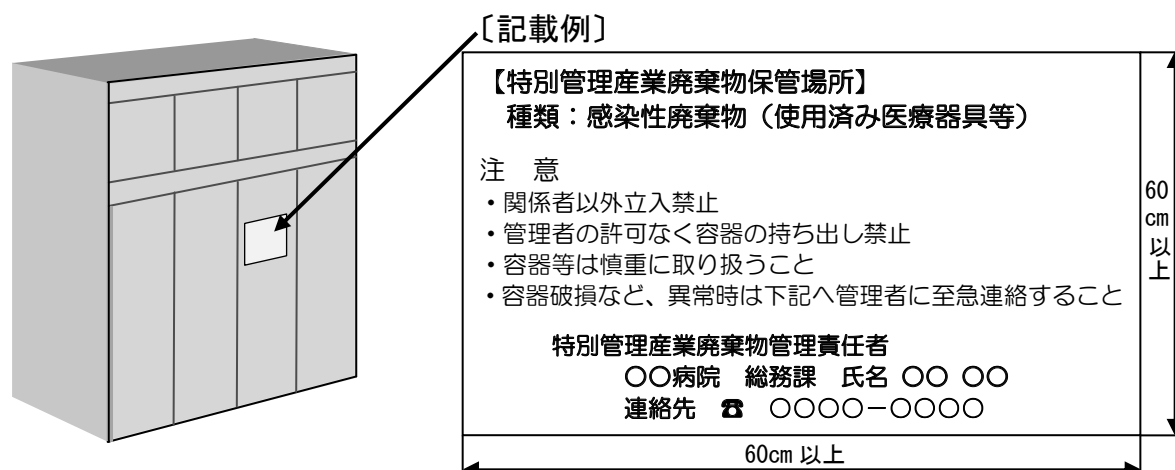
感染性廃棄物の保管はできる限り短期間にします。

やむを得ず長期間保管する場合は、容器に入れ密閉し、冷蔵庫に入れるなど腐敗しないようにしてください。

感染性廃棄物の保管は、他の廃棄物とは別の保管施設で行ってください。また、施設は周囲に囲いをしてください。専用の保管施設が設置できない場合には、関係者以外が立ち入れないように配慮してください（診察室など、患者の方と接触する場所で保管はしないでください）。

保管施設には、感染性廃棄物の保管場所であることがわかるように、縦横それぞれ60cm以上の掲示板に「特別管理産業廃棄物の保管場所であること」及び「保管する特別管理産業廃棄物の種類」、「注意事項」、「管理責任者」等を記載し、関係者の見やすい箇所に明示してください。

(図3) 感染性廃棄物保管場所の図



### (2) 梱包（令第6条の5第1項第1号、規則第1条の11の2）

感染性廃棄物は、次のように性状に応じて適切（密閉できる、収納しやすい、損傷しにくい）かつ施設内移動時に内容物が飛散・流出するおそれのない容器を使用してください。一括梱包する場合には、性状に応じた材質等を併せ持つものでなければなりません。分別後は密封してください。

- ①液状又は泥状のもの・・・密閉容器
- ②固形状のもの・・・・・・丈夫なプラスチック袋を二重にして使用、又は堅牢な容器
- ③鋭利なもの・・・・・・耐貫通性のある堅牢な容器

(3) 表 示 (令第6条の5第1項第1号、令第4条の2第1号、規則第1条の10)

関係者が感染性廃棄物であることを識別できるように、梱包容器には図4のバイオハザードマークを付けてください。

〔バイオハザードマークの色〕

①液状又は泥状のもの（血液等）	赤色
②固形状のもの（血液等が付着したガーゼ等）	橙色
③鋭利なもの（注射針等）	黄色



図4 バイオハザードマーク

※ 非感染性廃棄物等の廃棄物についても医療廃棄物の表示が必要です。感染性廃棄物を環境大臣が定める方法により非感染性廃棄物に処理したものは「処理済」、最初から非感染性のは「非感染性廃棄物」と表示してください（識別表示の見本は、P16「6（1）識別表示」を参照）。

### 3 施設内処理

#### 感染性廃棄物の施設内処理

医療関係機関等から発生した感染性廃棄物を自ら処理する場合には、次の5つの方法により、感染性を失わせる処理を行ってください。処理後は、非感染性廃棄物として取扱うことができます（鋭利なものは除く）。

- ① 焼却設備を用いて焼却する方法
- ② 熔融設備を用いて熔融する方法
- ③ 高圧蒸気滅菌（オートクレーブ）装置を用いて滅菌する方法  
（さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。）
- ④ 乾熱滅菌装置を用いて滅菌する方法  
（さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。）
- ⑤ 肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱によって消毒する方法  
（さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。）  
ただし、感染症法及び家畜伝染病予防法に規定する疾患に係る感染性廃棄物にあつては、当該法律に基づく消毒をしてください。

特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成4年厚生省告示第194号）

〔施設内処理の注意点〕

- ① 焼却及び熔融設備を用いる場合、都知事の設置許可が必要な場合があります。必ず事前に東京都環境局産業廃棄物対策課審査係 ☎03（5388）3587にお問い合わせください。
- ② 焼却及び熔融設備を用いる場合には、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第126条」における小規模の廃棄物焼却炉の規制に該当する場合があります。
- ③ 停電などの事故時に廃棄物が飛散流出して院内感染が発生しないように、病院や診療所の管理者の方は、緊急時対応のマニュアルを作成するなど、万が一の事故に備えてください。

### Ⅲ 感染性廃棄物等の委託

病院や診療所等が廃棄物の処理を自ら行わない場合は、許可を有する処理業者に処理を委託しなければなりません（法第12条の2第6項、令第6条の6）。

#### 1 許可業者への委託

廃棄物の処理業者は、大きく分けて排出される廃棄物を収集・運搬する「収集運搬業者」と、それを焼却などの処理をする「処分業者」（処理後、埋立てする最終処分業者も分類としては含まれますが、通常は最終処分業者と直接契約することはないため、ここでは中間処理業者のみとします。）の2種類があります。また「収集運搬」と「処分」の両方の許可を受けている処理業者もいます。

#### 〔業者選択時のポイント〕

##### ① 収集運搬業者の選択

- ・ 排出する廃棄物の品目の許可を持っているか？
- ・ 廃棄物を排出する場所の自治体と処分先の自治体の両方で許可を持っているか？

##### ② 処分業者の選択

- ・ 処分する廃棄物の品目の許可を持っているか？
- ・ 中間処理後の廃棄物の行き先が明確にされているか？

#### (1) 廃棄物の種類ごとの留意点と許可権者

種 類	留 意 点	許 可 権 者
①感染性廃棄物	感染性廃棄物は、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物に分かれますが、いずれについても感染性産業廃棄物の許可業者が処理できることになっています（法第14条の4第17項、規則第10条の20）。従って、感染性廃棄物は、特別管理産業廃棄物で感染性産業廃棄物の許可を取得している業者と契約するようにしてください。	東京都知事
②非感染性廃棄物 (産業廃棄物※)	感染性のない産業廃棄物は、廃棄する品目の許可を有する産業廃棄物処理業者と契約してください。 (例：廃プラスチック類)	
③それ以外の廃棄物 (事業系一般廃棄物)	感染性のない一般廃棄物(血液等の付着していない脱脂綿、ガーゼ、包帯など)や法が定める方法で滅菌処理した一般廃棄物、紙くず厨芥などの一般廃棄物は、一般廃棄物処理業者として北区長の許可を取得している業者と契約してください。	北区長

※ 非感染性の一般廃棄物は③に分類されます。

## 2 許可業者の探し方

### (1) 行政機関のホームページで処理業者を探す

#### ① 産業廃棄物の場合（特別管理産業廃棄物含む）

東京都環境局のホームページで東京都知事の許可を受けた処理業者を検索することができます。

東京都環境局>トップページ>廃棄物と資源循環>産業廃棄物対策>産業廃棄物処理業者に関する情報について>東京都産業廃棄物処理業者検索  
[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial\\_waste/processor/search.html](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/processor/search.html)

#### ◇ 産廃エキスパート ◇ 産廃プロフェッショナル 認定制度

東京都は、「産廃エキスパート」、「産廃プロフェッショナル」認定制度を導入して、産業廃棄物の適正処理や環境負荷低減への取組みを推進しています。

この制度は、産業廃棄物処理業者の任意の申請に基づき、適正処理、資源化及び環境に与える負荷の少ない取組を行っている優良な業者を、第三者評価機関として東京都が指定した(公財)東京都環境公社が評価・認定する制度です。

#### ② 一般廃棄物の場合

北区のホームページで北区長の許可を受けた処理業者一覧を公表しています。

北区トップページ>ごみ・資源>区内事業者の皆さまへ(事業系ごみ等)>事業系ごみ>事業系ごみの出し方 ※  
<https://www.city.kita.tokyo.jp/kitakuseiso/kurashi/gomi/jigyosha/gomi/documents/r020401kitakukyoka.pdf>

※ ごみ（事業系）事業系ごみの出し方のページ（2）処理を委託する場合「北区が許可する事業系一般廃棄物処理業者」の添付ファイルをクリックしてください。

### (2) 廃棄物業界団体に問い合わせを行う

行政機関では個別の業者紹介はできません。下記の業界団体に許可業者の紹介を受けることができます。

- |   |
|---|
| ① 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物含む）<br>一般社団法人 東京都産業資源循環協会 ☎ 03（5283）5455 |
| ② 一般廃棄物<br>東京廃棄物事業協同組合 ☎ 03（3232）6249                     |

※ 業界団体のホームページで団体の概要や活動内容などが確認できます。

## 3 契約行為

委託する業者が決まれば、次はいよいよ契約を結ぶことになります。

### (1) 書面で契約する（令第6条の2第4号、令第6条の6）

廃棄物処理法で産業廃棄物の処理委託契約は、いかなる場合においても書面で契約することになっています。また、一般廃棄物についても書面契約することで、許可業者や処分先の確認ができる等、法令違反を防ぐことができます。

産業廃棄物の処理を契約する場合、口頭での契約は有効でないだけでなく、委託基準違反に問われ、措置命令はおろか罰則の対象になる場合があります。

よくあるケースで「ついでにこれも持って行って・・・。」これは重大な法律違反となります。

**(2) 必ず二者契約をする (法第 12 条第 5 項)**

収集運搬業者と処分業者のそれぞれと別々に契約してください。

収集運搬業者だけと契約している場合は、搬入先の処分業者とは契約していないことになり、法令違反となります (ただし、収集運搬業者と処分業者が同一業者の場合は、一つの契約で処理を行うことができます。)

**(3) 契約書に許可証の写しを添付する (規則第 8 条の 4)**

許可証の写しにおいて、以下のことを特に確認してください。

**① 許可期限**

期限が切れていると、無許可業者に委託したことになります。

**② 許可の区分・条件**

感染性廃棄物の許可のない業者は感染性廃棄物を扱えません。

**③ 許可の自治体名**

収集運搬業者の場合、排出元と運搬先の都道府県政令市等の両方で許可を取得している必要があります。

※ 例えば東京都から福島県の処分場まで運搬する場合は、東京都と福島県の許可が必要です。両方の自治体の許可証の写しを契約書に添付してください。

**(4) 契約書に含める必要のある事項 (令第 6 条の 2 第 4 号)**

廃棄物処理法では、契約書の中に必ず記載が必要な事項があります。

東京都環境局産業廃棄物対策課のホームページ「産業廃棄物処理委託モデル契約書」を活用ください。

東京都環境局 トップページ > 廃棄物と資源循環 > 産業廃棄物対策 > 排出事業者の方へ > 処理を委託する場合 > 産業廃棄物処理委託モデル契約書
<a href="https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/on_waste/commission/contract_commission.html">https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/on_waste/commission/contract_commission.html</a>

**(5) 契約書は 5 年間保存する (令第 6 条の 2 第 5 号、規則第 8 条の 4 の 3)**

許可証の写しなどの添付書類を含めて、必ず医療関係機関等において契約終了後 5 年間保存してください。

**(6) 北区に医療廃棄物排出状況等の申告を行う (北区医療廃棄物取扱要綱)**

医療廃棄物以外の一般廃棄物 (紙くず等) が排出されない事業は、ほとんどありません。

紙くず等の廃棄物処理を許可業者に委託する場合、その委託業者が廃棄物を 23 区内の清掃工場に搬入するためには 2 年ごとに北区長へ申告する必要があります。紙くず等の一般廃棄物を業者へ委託して処理する場合は北区清掃事務所へ「②医療廃棄物排出状況申告書」を提出してください (P19 参照)。委託業者を変更する場合は、変更届の提出が必要となります。また、排出量が少量\*で北区に処理を委託する場合は「①廃棄物処理申請書」が必要となります (P19 参照)。

※条件は P15 「1 対象医療機関」参照

#### 4 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付

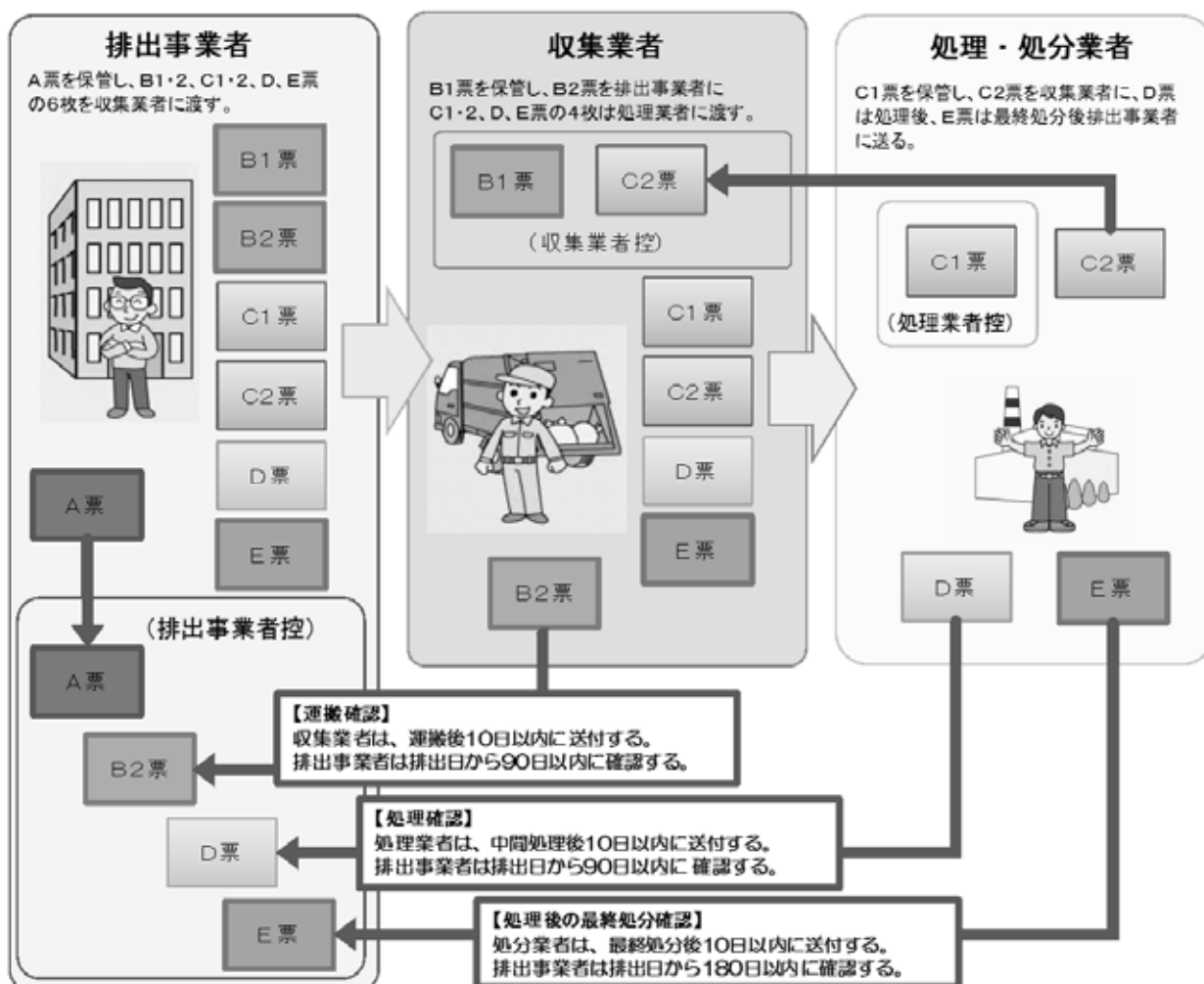
マニフェストは収集運搬業者から受け取り、印鑑を押すだけのものではありません。排出事業者が交付することになっています（法第12条の3第1項）。

やむを得ず収集運搬業者が記載した場合でも、必ず内容を確認の上、交付してください。マニフェストの交付がきちんとされていない場合、マニフェスト交付義務違反及び注意義務違反になる場合があります。

##### (1) 最終処分の終了まで確認する（法第12条の3第6項、規則第8条の26）

産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、廃棄物を最終処分が終わるまで適正に処理が行われたかどうかを排出事業者が確認する制度です。なお、マニフェスト（A、B2、D、E票）は5年間保存することが決められています。

図5 産業廃棄物のマニフェストの流れ



\*特別管理産業廃棄物のB2票とD票の排出事業者確認は、排出日から60日以内となります。

## (2) マニフェストが戻ってこない場合（法第12条の3第8項、規則第8条の29）

マニフェストが定められた期間内に戻ってこない場合や、定められた事項の記載がない場合、虚偽の記載がある場合は、処理業者に確認の上、東京都に報告してください。定められた期間内というのは、下の表のとおりです。

なお、感染性廃棄物の場合、特別管理産業廃棄物に該当しますので、60日以内に運搬又は処分終了の報告がない場合、それから30日以内に都知事に報告（措置内容等報告）を行わなければなりません。

（表：マニフェストで定められた期間）

票	主旨	ルート	返送期間	知事への報告
A	原本	排出者保管		
B1	運搬終了	運搬業者保管		
B2	運搬終了	運搬業者→排出者	運搬終了を確認した日から10日	交付の日から90日 (特管物 <sup>※1</sup> は60日)
C1	処分終了	処分業者保管		
C2	処分終了	処分業者→運搬業者		
D	処分終了	処分業者→排出者	処分終了を確認した日から10日	交付の日から90日 (特管物 <sup>※1</sup> は60日)
E	最終処分終了	処分業者→排出者	2次マニフェスト <sup>※2</sup> E票の送付を受けた日から10日	交付の日から180日

※1 「特管物」→ 特別管理産業廃棄物

※2 「2次マニフェスト」→ 中間処理業者が最終処分業者に処理委託する際に交付するマニフェスト  
詳細は、東京都環境局産業廃棄物対策課 ☎03(5388)3589 規制監視担当 にお問い合わせください。

東京都環境局 トップページ > 廃棄物と資源循環 > 産業廃棄物対策 > 排出事業者の方へ > 処理を委託する場合  
[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial\\_waste/on\\_waste/commission/index.html](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/on_waste/commission/index.html)

## (3) 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出（法第12条の3第7項、規則第8条の27）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書は、産業廃棄物を排出した事業者が前年度一年間に交付したマニフェストの交付状況等を東京都知事へ提出するものです。

報告は年1回で、前年度4月1日から3月31日までに交付したマニフェストについて、6月30日までに報告が必要です。医療関係機関等の皆さまも対象となりますので、マニフェスト及び帳簿管理等に十分留意してください。

なお、電子マニフェスト導入分は、報告の対象外です。

詳細は、東京都環境局産業廃棄物対策課 問合せ専用直通電話 ☎03(5388)3514 にお問い合わせください。

東京都環境局 トップページ > 廃棄物と資源循環 > 産業廃棄物対策 > 報告書・届出制度 > 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の概要  
[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial\\_waste/notification/summary\\_delivery\\_status/html](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/notification/summary_delivery_status/html)

#### (4) 電子manifestoの利用について

紙manifestoに代わって、電子manifestoを導入することもできます。電子manifestoは、インターネットで情報のやり取りを行うことで、廃棄物の適正な処理確認や大幅な事務削減等を行うことができます。

なお、インターネットで情報のやり取りを行うためには、国の指定機関である(公財)日本産業廃棄物処理振興センターへの加入が必要です。

問い合わせ先：(公財)日本産業廃棄物処理振興センター  
☎0800-800-9023 (フリーアクセス、通話料無料)  
03(5275)7023 (上記番号が利用できない場合)  
<https://www.jwnet.or.jp/contact/index.html>

※ (公財)日本産業廃棄物処理振興センターは廃棄物処理法の規定に基づき、電子情報による新たなmanifesto制度に係る「情報処理センター」として厚生省より指定された機関です(平成10年7月1日厚生大臣指定、厚生省収生衛第883号)。

#### 〔電子manifestoの特徴〕

- ① 事務の効率化
  - ・manifestoの5年間保存が不要
  - ・処理終了報告が情報処理センターから行われ、処理状況確認が容易
  - ・データの抽出が容易で、廃棄物の減量計画等に活用可能
  - ・事務効率化による人件費の削減
- ② 法令順守
  - ・manifestoの誤記、記載漏れを防止
  - ・委託した廃棄物の処理終了確認期限を自動的に通知し、確認漏れを防止
- ③ データの透明性
  - ・manifestoの偽造防止
  - ・manifesto情報を第三者機関で管理・保存、即時利用可能
- ④ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が不要

#### 〔電子manifesto利用料金〕

(令和元年10月1日現在)(税込)

料金区分	A料金	B料金	C料金 (団体加入料金)
基本料 (1年間)	26,400円	1,980円	不要
使用料 (登録情報1件につき)	11円	(90件まで無料) 91件から22円	22円
利用区分の目安となる年間登録件数	2,401件以上	2,400件以下	—



## IV 北区に医療廃棄物処理の依頼を行う場合

事業活動から排出される廃棄物は、原則、排出者の自己処理責任ということが法で定められています。そのため、自己の責任で許可業者と契約して処理する方法が一般的ですが、北区では排出事業者のうち、廃棄物の排出量が少なく、一定の基準内の方に限り、申請書を提出いただき、有料（有料ごみ処理券）で回収を行っています。

北区に依頼する場合の基準・申請方法は以下のとおりになります。

### 1 対象医療機関

常時勤務する従業員が、20人以下の医療関係機関

排出日量が平均10kg未満の医療関係機関

ただし、衛生検査所、医療関係研究機関は除きます。

※ 目安として可燃ごみで1回の排出量が450のごみ袋4袋までとなります。詳細は、北区清掃事務所 ☎ 03（3913）3141 までお問い合わせください。

### 2 申請手続き等

廃棄物処理申請書により、事前に北区清掃事務所（北区長宛）に申請し、承認を得る必要があります。承認の有効期間は2年間です。2年毎に申請をお願いします。なお、年度途中の申請は承認期間が短縮されます。

### 3 北区が収集・運搬・処分することができる廃棄物

- (1) 感染性廃棄物を医療機関内で法定された滅菌方法により非感染性廃棄物に処理したもの  
滅菌の方法によっては、さらに破砕する等により滅菌したことが明らかなもの
- (2) 非感染性廃棄物  
感染性廃棄物と同等の取扱いとなる注射針等の鋭利なものは除く
- (3) 医療廃棄物以外の一般廃棄物（非医療廃棄物・家庭廃棄物等）

### 4 医療廃棄物の具体例

北区に処理を依頼することができる医療廃棄物の具体例は下記のとおりです。

可燃ごみ	ガーゼ、脱脂綿、汚物を取り除いた紙おむつ、薬の包みなどのプラスチック類 など
不燃ごみ	医療に使用した金属、ガラス類 など

#### 〔注意事項〕

- ・ 感染性廃棄物は、滅菌処理し感染の危険がなくなったものに限りします。
- ・ 注射針やガラスくず等の鋭利なものは、法に定められた方式で処理を行い鋭利でない形状にしたものに限りします。
- ・ 臓器類、液状、泥状の廃棄物（血液、レントゲン廃液、油類、薬品類等）、その他適正に処理することが困難なものは回収できません。専門業者に依頼してください。
- ・ 紙おむつは汚物を取り除いてから排出してください。

## 5 医療廃棄物以外の廃棄物

医療廃棄物以外の事業系一般廃棄物は、少量の場合（1回あたり 45ℓのごみ袋4袋まで）に限り、有料ごみ処理券<sup>\*</sup>を貼ることで、北区に収集を依頼することができます。

ごみ置き場等の条件により収集できない場合もありますので、詳細は北区清掃事務所 ☎03（3913）3141 までお問い合わせください。

<sup>\*</sup> 有料ごみ処理券は、下記「6（2）有料ごみ処理券（シール）容量別料金表」をご覧ください。

### 〔ごみの分別〕

可燃ごみ	待合室や事務室から発生する紙くず、生ごみ など
不燃ごみ	金属、ガラス、陶磁器 など

### 〔びん・缶・ペットボトルの取扱い〕

事業者が、びん・缶・ペットボトルを北区が収集している家庭用の回収コンテナに出すことはできません。

自動販売機のびん、缶、ペットボトルは、設置業者にご相談ください。その他のびん、缶、ペットボトルは、販売店に相談するか許可業者に回収を依頼してください。

## 6 医療廃棄物の識別表示と料金

医療廃棄物を排出する際には、滅菌処理や管理等に十分注意し、収集の際に危険のないようにしたうえで、廃棄物の量に応じて「有料ごみ処理券」及び、「ステッカー（識別シール）」を貼り、決められた集積所（各戸収集地域は建物の前）に出してください。

### （1）識別表示

- ① 感染性廃棄物を環境大臣が定める方法により非感染性廃棄物に処理したもの
- ② 最初から非感染性の廃棄物

滅菌処理済
医療機関名
管理責任者
排出年月日

（緑 色）

非感染性廃棄物
医療機関名
管理責任者
排出年月日

（青 色）

※大きさは 縦 55mm 横 70mm

### （2）有料ごみ処理券（シール）容量別料金表

（平成 29 年 10 月以降）

種類	容 量	セット枚数	価 格	1 枚あたり	券の色
特大	70 ℓ券 (軽量ごみ専用)	5 枚 1 セット	2,660 円	532 円	黄緑
大	45 ℓ券 (可燃・不燃・古紙共通)	10 枚 1 セット	3,420 円	342 円	水色
中	20 ℓ券 (可燃・不燃・古紙共通)	10 枚 1 セット	1,520 円	152 円	赤
小	10 ℓ券 (可燃・不燃・古紙共通)	10 枚 1 セット	760 円	76 円	黄

## 7 適正処理に関するお願い

### (1) 滅菌等の処理確認

医療関係機関等の事業場について、法令に基づいて、滅菌処理器材や滅菌済の廃棄物等を調査させていただくことがあります。ご協力をお願いします。

### (2) 廃棄物処理の委託確認

廃棄物の種類や治療方法の変更等により、専門の処理業者に委託しなければならない場合がありますのでご確認をお願いいたします。

#### ① 感染性廃棄物及び注射針等の鋭利なもの

施設内で発生する感染性廃棄物及び注射針等の鋭利なものについて、法定の処理により非感染性廃棄物として取扱えるように適正処理することができない場合、又は、適正処理することができなくなった場合は、速やかに法令等に基づき専門業者（許可業者）に委託してください。

#### ② 北区に廃棄物処理を依頼する基準を超えている場合

P15「1 対象医療機関」に該当しない場合、又は、該当しないこととなった場合は、速やかに法令等に基づき専門業者（許可業者）に委託してください。

### (3) 違反者への対応

北区が定めたルールに違反する行為を行った医療機関等に対しては、廃棄物処理（収集・運搬・処分）をお断りする場合がありますのでご注意ください。

また、法令違反等については、警察や都など関係機関に通報します。

## 8 在宅医療における廃棄物について

在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物（在宅医療廃棄物）については、厚生省通知により一般廃棄物として取り扱う旨周知されています。しかし、ごみ集積所に排出された場合の住民や収集職員等の事故防止の観点から、適正処理推進のため以下のとおり協力をお願いします。

### ① 医師が在宅医療を行った際の廃棄物

医師が在宅医療において使用した注射針等鋭利なものは、医師が医療機関に持ち帰り、医療機関からの廃棄物として処理してください。

### ② 注射針回収事業

（社）北区薬剤師会では、在宅医療で使用済みとなった注射針を区内の薬局で回収する事業を行っています。対象となるものは、薬局から購入し自己注射に使用したもの（血糖値測定用を含む）です。

### ③ 危険性のあるものを家庭ごみ収集に出す場合

ガラス製の注射器等、鋭利なものを家庭ごみ収集に出す際には、区民の方や収集作業の安全性確保のため、耐貫通性のある容器に入れて「キケン」と表示してください。

〔在宅医療廃棄物の具体例〕

可燃ごみ	ガーゼ、脱脂綿類、試験紙、紙おむつ、薬の外箱等、点滴バック、CAPDバック及び付属のチューブ類、薬の梱包材料、注射器（プラスチック製のもの） など
不燃ごみ	あきびん、注射器（ガラス製のもの） など

〔排出時の注意事項〕

- ・CAPDバック等については、中の残存物を適正に処理し、空にして出してください。
- ・脱脂綿類等は、外から見えないように新聞紙等に包んで排出してください。
- ・紙おむつについては、汚物を取り除いて排出してください。
- ・使用済みの注射針は、薬局などへ戻してください。
- ・空き缶やペットボトル等は、リサイクルのために選別することもありますので、中に危険なものを入れないでください。

## 9 ごみの分別や発生抑制等の取組みのお願い

廃棄物の管理者（施設管理者等）はできるだけ廃棄物の発生を抑制し、発生した廃棄物の減量・減容を図るとともに、積極的に再利用再資源化に取り組むよう心がけてください。また、医療関係機関等の皆様は、廃棄物の適正な処理に務めるよう、重ねてお願いします。

## V 北区に提出する書類のご案内

医療関係機関等が北区に提出する書類は以下のとおりです。

提出する書類は、次の「①廃棄物処理申請書（桃色）」又は「②医療廃棄物排出状況申告書（水色）」となります。

### 北区のごみ収集に出している事業者の方

#### ① 廃棄物処理申請書（桃色）

P20 の記入例を参考に記入してください。

※記入後、コピー等の写しを作成し保管してください。

### 一般廃棄物の処理を許可業者に委託している事業者の方

#### ② 医療廃棄物排出状況申告書（水色）

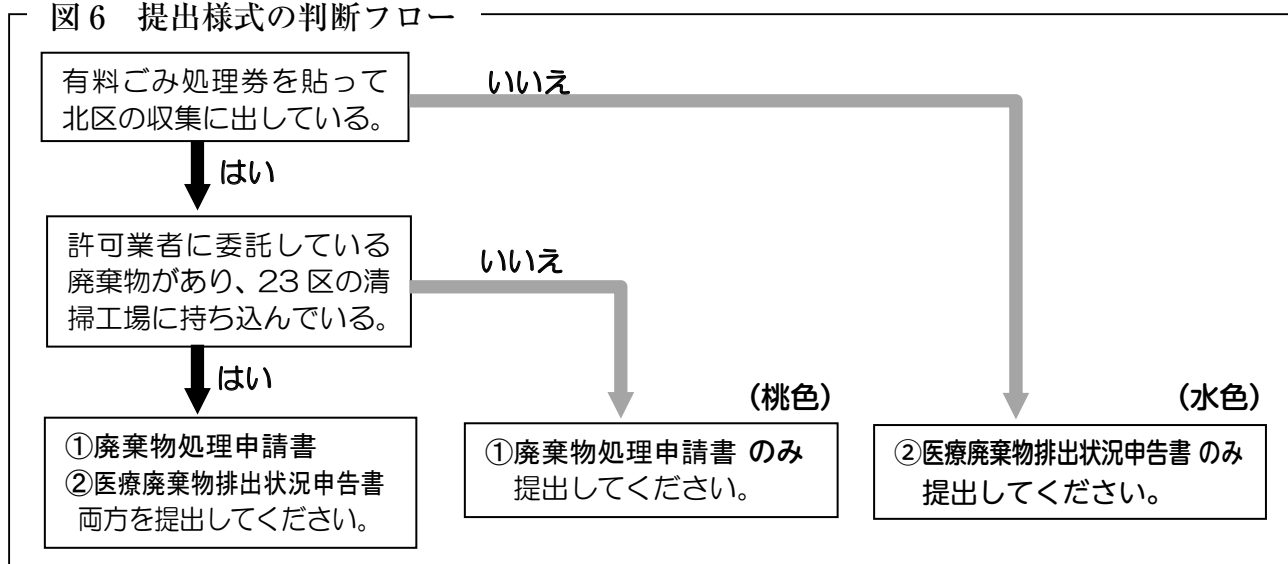
P21 の記入例を参考に記入してください。

※申告書提出後、「医療廃棄物排出状況確認書」欄に認定のうえ、返却しますので保管をお願いします。

※収集運搬している許可業者から提示を求められた場合、提示する必要があります。

※収集業者（許可業者）を変更した場合、変更届が必要となります。

図6 提出様式の判断フロー



※ 業者に委託しており運搬先が不明な場合は、委託業者に確認してください。

※ ご不明な点は下記までお問い合わせください。

北区清掃事務所 ☎ 03 (3913) 3141

廃棄物処理申請書

※ 北区のごみ収集に出している事業者の方

2年 3月 20日

東京都北区長様

申請者	医療機関名	〇〇病院
	管理者	〇〇 〇〇 (印)
	所在地	北区王子本町 1-15-22
	電話	03 (3908) 1111

一般廃棄物および一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物の処理について、下記のとおり申請します。

申請欄	管理責任者	職 院長 氏名 〇〇 〇〇			
	業態及び規模	① 病院 ② 診療所 (一般・歯科) ③ 介護老人保健施設 ④ 助産所 ⑤ 動物診療施設 (従業員数 10 名) (病床数 0 床)			
	申請する廃棄物の種類及び排出日量	種類	非感染性廃棄物	非医療廃棄物	計
		可燃ごみ	0.5 kg	1.5 kg	2.0 kg
	不燃ごみ	0.1 kg	0.5 kg	0.6 kg	
	感染性廃棄物を滅菌等処理する方法	① 焼却 ② 熔融 ③ オートクレーブ ④ 乾熱滅菌 ⑤ 煮沸 ⑥ その他感染性病原体に有効な方法 ( ) ※ ③～⑥の方法により滅菌する場合は、さらに破砕する等により滅菌したことを明らかにします。			
	保管場所の有無	① 有 ② 無			
排出場所	① 専用の保管場所 ② 近所の集積所 ③ その他 ( )				
順守事項	① 区の処理計画に従って廃棄物を排出します。 ② 感染性廃棄物(業者委託分)と非感染性廃棄物は区分して排出します。				
※参考欄	業者委託している医療廃棄物の種類及び排出日量	種類	一般廃棄物	産業廃棄物	
		感染性廃棄物	0.1 kg	0.5 kg	
		非感染性廃棄物	0.0 kg	0.5 kg	
	計	0.1 kg	1.0 kg		
収集運搬を委託している業者名	業者名	東京一般廃棄物運搬社	東京産業廃棄物運搬社		
	許可番号	区一廃 第 3333号	13-00-000000号		
処分を委託している業者名	業者名	23区内処分会社	産業廃棄物処分会社		
	許可番号	区一廃 第 5555号	13-00-000000号		
承認欄	所長	副所長	事業管理係長	作業係長	技能長
備考	※ 参考欄は、業者委託している場合のみ記入してください。				
	非感染性廃棄物(一般廃棄物)を、業者に委託しており、業者が23区の清掃工場に持込んでいる場合は、P21「医療廃棄物排出状況申告書(水色)」も提出してください。				

※ 一般廃棄物を許可業者  
に処理委託している方  
(特産産廃処理を除く)

医療廃棄物排出状況申告書

2年 3月 20日

東京都北区長様

(申請者) 医療機関名 **〇〇法人 〇〇病院**  
 管理者氏名 **〇〇 〇〇 (印)**  
 所在地 **北区王子本町 1-15-22**  
 電話番号 **03 (3908) 1111**

医療廃棄物等(一般廃棄物)の持込み処理をしたいので下記のとおり申告いたします。

申 明 欄	管理責任者の職氏名	<b>〇〇病院 総務課 〇〇 〇〇</b>				
	業態及び規模	①病院 ②診療所(一般・歯科) ③検査機関 ④その他 ・国立・公立・私立の別(該当を○で囲む) ・従業員数 人 ・病床数 <b>100</b> 床 ・資本金 <b>10</b> 百万円				
	発生する一般廃棄物の種類及び排出日量	種類	感染性廃棄物 <b>1.0</b> kg	非感染性廃棄物 <b>1.0</b> kg	非医療廃棄物 <b>5.5</b> kg	合計 <b>7.5</b> kg
	上記のうち区長の指定する処理施設へ持込を申請する種類及び日量 <small>※感染性廃棄物は区長の指定する処理施設持込みできません。</small>	種類	感染性廃棄物 非感染性に処理したものに限る <b>0.5</b> kg	非感染性廃棄物 <b>1.0</b> kg	非医療廃棄物 <b>5.5</b> kg	合計 <b>7.0</b> kg
	感染性廃棄物の前処理方法	①焼却 ②オートクレーブ ③乾熱滅菌 ④煮沸(15分以上) ⑤その他 ※②~⑤の方法により滅菌する場合は、さらに破砕する等により滅菌したことを明らかにします。				
	持込予定回数及び日量	1週間あたり回数	<b>2</b> 回	1回あたり持込量	<b>24.5</b> kg	
	持込形態	①自己持込み	②委託	①継続持込	②一時持込	
	委託先	(株)〇〇ごみ運送 代表取締役 〇〇 〇〇 03 (3908) XXXX 区一廃 第 <b>9999</b> 号 ※北区の許可番号は最大4桁です。				
	持込使用台数 持込車両の車両番号	台数	車両番号	車種	積載量	
		<b>1</b>	<b>練馬 888 あ 9999</b>	<b>塵芥車</b>	<b>3,500kg</b>	
遵守事項	①感染性廃棄物は、非感染性廃棄物に処理した後、持込みます。 非感染性廃棄物に処理しない場合は専門業者に委託します。 ②廃棄物をいれた容器、袋には、区の指定したステッカーを貼付して持込みます。 ③その他、区の処理計画に従って、廃棄物を持込みます。					

※ この申告書は医療関係機関が廃棄物を自ら区長の指定する処理施設に持込む場合又は処理業者に処理を委託する場合に、事前に確認を受けるものです。なお、実際の搬入にあたっては、清掃一組の持込承認を受ける必要があります。

第4号様式(第12条関係) 医療廃棄物排出状況確認書

様

東京都北区長



上記の申告について下記のとおり認定いたします。

認定欄	持込先	清掃工場	中防処理施設	最終処分場
	認定年月日	年 月 日		
	有効期間	年 月 日	~ 年 月 日	
	持込形態	自己持込み	委託先 ( )	

令和2年10月発行

刊行物登録番号  
2 - 1 - 082

「感染性廃棄物を適正に処理するために」

発行 北区生活環境部北区清掃事務所  
東京都北区豊島8-4-3  
電話03(3913)3141